

令和3年1月7日

支部長 各位

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

理事長 塚 口 智（公印省略）

緊急事態宣言の発令につきまして

今般の政府「緊急事態宣言」再発令につきまして、飲食店などを対象に営業時間を午後8時の短縮営業で、酒類提供は11時から午後7時までとする。この短縮要請に応じない場合は対象各自治体により店名公表や時短の「指示」をできるようにする。

この要請に応じた場合は営業店に対し、各自治体上限1日6万円の協力金を1月8日から2月7日までの期間に応じて、最大26日間分186万円を支払うものと推定される。

詳細につきまして不明な部分はあるかと思われませんが、私共、組合として、概ね、この決定につきまして、止む無しと考えたいとおもいます。

都から詳細発表がこれからあると思いますが、決定事項につきましては、違反無きよう営業をお願いしたいと思えます。

以 上